

会議名 財務常任委員会

日時 令和2年5月11日（月） 午前11時27分～午後0時7分

場所 第2・第3委員会室

出席議員（14名）

委員長	鬼頭博和	副委員長	宮川 隆	委員	片岡健一郎
委員	谷平敬子	委員	黒川 武	委員	大野慎治
委員	水野忠三	委員	須藤智子	委員	井上真砂美
委員	伊藤隆信	委員	関戸郁文	委員	堀 巖
委員	木村冬樹	委員	榊谷規子		

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍  
秘書企画課長 伊藤新治、同主幹 小出健二、行政課長 佐野剛、同統括主査 酒井寿、福祉課長 富邦也、同統括主査 小南友彦、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 原咲子、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、上下水道課長 秋田伸裕、同主幹 大橋透、学校教育課長 石川文子、同指導主事 永津英一、同主幹 井手上豊彦、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第34号	令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）	全員賛成 原案可決
議案第35号	令和2年度岩倉市上水道事業会計予算補正予算（第1号）	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和2年5月11日）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案2件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 4月臨時議会での補正予算に加えまして、5月臨時議会でも補正予算ということで、本当にお忙しい中、御協議いただくということでありがとうございます。

4月の定額給付金の部分につきましては、臨時会を開催していただいて4月30日に議決いただいたということで、皆さん御承知のとおり、愛知県内でも一番早い給付が可能になったというところでございます。職員も相当頑張っていて、本当に連休中も出勤して、何とかいち早くお届けできるようにできたというのはよかったなあと考えております。

今後は、郵送申請のほうの準備を進めておりまして、それもできるだけ早くということで、今週中には郵便局に申請書を持ち込めるような体制を今整えている状況でございます。

今回も、本会議の冒頭に議長からの御挨拶の中にもありましたとおり、既にまだ議会の議決を得ていないものについてもお知らせをしているものがございますけれども、やっぱりスピードが大事ということでございますので、何とぞ御理解を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

議案第34号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、質疑の順番ですけれども、歳出、歳入の順番で行ってまいります。

初めに、款3民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 生活困窮者自立支援事業についてお伺いします。

もう既に、この住宅確保の問題で全国的なニュースなんかもある中で、給付を要望して相談に見えている市民も見えるかと思うんですが、状況はどう

でしょうか。心配するのが、相談室が非常に狭いので、本当にそういった点  
が大丈夫なのか危惧するところですが、そこら辺の対策などはどう考えてい  
るのかも併せてお聞かせください。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 住居確保給付金のまず相談の状況でござ  
いますが、今のところ4月で御相談という形で52件の御相談があり、5月は  
今のところ32件の御相談がある状況でございます。

内容的にも、今まだ4月の段階ですと、4月分の給料がまだ入ってきてい  
てというところで要件は満たしているけれども、今後4月に仕事がなかった  
ことで、5月、6月と実際に収入が減ってくる方が現実申請といった形で  
増えてくるのが考えられております。

もう一つお尋ねの相談の場所ですね。これまで福祉課社会福祉グループの  
隣にございます相談室のほうで相談をお伺いしていたわけなんですけれど、  
その横のほうにも相談の場所と人員を、3グループほどできるような体制を  
整えさせていただきまして、基本的にはお電話等でさせていただいて、予約  
でそういった密の状態にならないように配慮はさせていただき予定でござい  
ますが、そういった場所のほうの配慮をさせていただきながらさせていただ  
いております。あと、ビニールシートのほうの設置等もさせていただいてお  
ります。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 市の職員の皆さん、本当に御苦労さまです。ありが  
とうございます。

私ども議員の元にも多くの市民から相談が来ております。それで、いろい  
ろ対応させていただいているところでもありますので、この際やはり、どうい  
う今状況にあるのかというものを全体として捉える必要があるのではないかな  
あというふうに思います。

そういった点で、まず臨床心理士によるこころの健康相談のことですが、  
2月下旬以降、私どももニュースや新聞報道を見るたびに心が痛むというか  
暗くなる、ストレスを感じる、こういう状況があるわけですけど、相談など  
はどのような推移になっているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

◎福祉課長（富 邦也君） 今回、臨床心理士によるこころの健康相談につ  
きましては、実際に平成31年、令和元年度につきましては相談の実施数につ  
きましては18の方が相談を受けております。延べ人数でいきますと19名  
の方になっております。実際、実数で男性の方が5名、女性の方が15名とい  
う状況になっております。

あと、令和2年度の4月に実施しておりますところでは、3名の予約があ  
りまして、2名キャンセルがありましたが、1名相談を実施している状況で

ございます。

5月につきましては、今のところ予約のほうは入っておりませんが、本日ほっと情報メールで通知をさせていただいて周知して対応をしていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

しっかりした対応が取れるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あわせて民生費の関係でお聞きしますが、自立相談支援の関係での窓口に行かれる方も、恐らくこの社会福祉協議会などが行っている緊急小口資金等の特例貸付けに回したりというようなことが起こっているというふうに思うんですよね。これもやっぱり全体的なことを把握しておく必要があるという点で質問するんですけど、私のところにもそういう相談があって、直接社協に行ったというケースもありますので、この社協への相談というの把握していればお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらのほうの生活福祉資金の貸付けの状況につきましては、社会福祉協議会のほうで受付をさせていただいております。3月25日から実施しております、5月8日現在でございますが、68件の申請がありました。そういった状況になっております。

◎委員（木村冬樹君） 68件というのは、多分個人の相談ですから、上限額10万円という分がそれだけということで、金額なんかもちよっと分かれば教えてほしいですけど、分からなければいいですけど、どうでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 緊急小口資金等に該当する方になりまして、該当10万円以内の方の10万円になりますが、5月8日現在47件470万の貸付けを行っております。あと、学校等の休業等の特例の20万円以内につきましては、21件の状況になっております。420万円の状況になりまして、合わせて890万円貸付けの状況です。

◎委員（大野慎治君） すみません、生活保護総務費の中の住宅確保給付金についてお聞かせください。

収入減に伴って家賃が払えなくなったような方に、住宅家賃相当額3か月、最長9か月のような内容ですが、もう少し対象がどういうふうに広がったのかというのを具体的に教えていただけないでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 今御指摘いただきました対象者の広がり、4月20日をもって対象者が広がったわけなんですけど、それ以前でございますと、離職、廃業されてから2年以内の方、その方がまず対象者として決まっております。それが4月20日以降、そういった方々に加えまして休業等に

より収入が減少して、離職等と同程度の状況にある方といったことに対象者の方が広がっておりますので、離職等していなくても、現在お仕事がありながらも収入が減ったことで生活が困窮して家賃の支払いがちょっと難しいよといった方の御相談にも乗れるようになったといったようなことでございます。以上です。

◎委員（黒川 武君） 今のに関連してなんです。今御答弁いただいた内容というのは、本来的には市のホームページのほうに載っていればいいんですけど、ただ、市のホームページを見ると、住居確保給付金というのが確かに項目としてあって、記載されている内容というのは僅か4行なんですよね。そのうちの一定期間家賃相当額を支給しますと。詳しくは福祉課社会福祉グループにお問合せくださいということで、全然内容が記載されていない、かなりシンプルなものになっているので、ですから、やっぱりホームページのところでもきちっと載せるべきものは載せたほうがいいだろうと思うんですが、ただ好意的に見れば、まだ可決されていないものですからその辺を見合わせているのかなあというような感じもいたすんですが、やはりホームページにきちっと対象とか制度、手続の内容も含めて載せていただきたいなあと思いますが、どうでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 御指摘のとおり、こちらの対象者の方と、チラシ等視覚的には見やすいもので工夫させてホームページのほうに上げさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款3 民生費の質疑を終結します。

続いて、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款4 衛生費の質疑を終結します。

続いて、款6 商工費についての質疑を許します。

◎委員（堀 巖君） この1,000万の積算根拠で説明資料を見ますと、20万掛ける50事業所になっています。この20万というところの算出なんですけれども、これはどんな算出なんでしょうか。県の資金使途融資限度額を見ると、運転資金5,000万になっていますけど、500万じゃないですか。5,000万掛ける0.012をすると60万ですよ。計算がちょっとよく分からないので教えていただきたいんですが。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 県の制度ですけれども、上限が5,000万の融資ということになっております。実際に融資の借入額を確認しますと、200万から5,000万までと幅広になっております。その中で、例えば200万だと4件、300万で2件、500万で2件、1,000万で5件、また1,500万で2件、2,000万で3件、3,000万で2件、5,000万で4件、こういった形で金額としてはばらばらです。それに基づいて、これまでの借入れされた件数と融資の総額から1年間の利子を平均しますとおよそ20万でしたので、その額とさせていただきます。

◎委員（片岡健一郎君） 新型コロナウイルス感染症対策協力金事業についてお伺いします。

明日から郵送での受付が開始され、愛知県また岩倉市独自も両方とも明日から受付開始ということでホームページには告知されております。私、個人的に市内の飲食さん、今10店舗ぐらいちょっと回って、お付き合いがあるところは申込書とかマニュアルを配付させていただいて、紹介とか書き方、申請の仕方等を説明に上がっているんですけれども、中にはやはりホームページとかパソコン環境がないという方も当然お見えで、今見ますと、ホームページからPDFを印刷して申請書や、マニュアルを印刷してくださいというふうな形式になっているんですけれども、そういった方々、要はパソコンの環境がない方々に対しての配慮というか、こういった対応をされるかお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 基本的には今回郵送での受付をさせていただきたいということで、インターネットからダウンロードできるような形を取らせていただいております。それ以外の、やはりネット環境のない方もお見えですので、実際には市役所の4階の商工農政課のそばに、よく確定申告でやっているような同じような形でテーブルを出しまして、そこに申請書を御用意させていただきまして、そちらを御持参いただいで手続をしていただくということを考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

先ほど本会議での質問でもありましたけれども、広報等を使つての紙媒体での告知もこれからしていくということですので、ホームページ上も併せてですけれども、そういった御用意があるということは告知していただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、テイクアウトの応援事業の子育て世代テイクアウト利用の事業についてお伺いします。

市内での飲食店で使えるチケットということで、中学生以下のお子さんに

2,000円を配付するという事業なんですけれども、この市内で営業する飲食店というのは、どういったものを想定されているのか。現状で、例えばチェーン店とかそういうところも入るのか、それとも岩倉市に根づいた飲食店を指しているのか、その辺のお考えをお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回の市内の飲食店の対象ですけれども、市内にある中小企業、小規模企業の飲食店は対象というふうに考えております。ですので、実際にこれまで過去から身近でやってこられたような、そんなような飲食店が主には対象になってくるかなというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） すみません。今の回答だと、いろんな、休業前からテイクアウトを始めた市内、本店じゃない、独自にテイクアウトを始められた方にはチケットは使えるんですか、使えないんですか。お子さん1人に対して2,000円配るチケットは広く使えるのか、商工会の会員さんとか根づいた方のみの対象なのか、その辺のところをお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 現在、商工会のほうでテイクアウトの取組を応援するというので、事業所に登録制ですけれども、そちらのほうに登録を頂いて、1店舗ずつ増やしているような取組をしております。そういったところに登録いただいた事業所、そこが条件として市内の中小企業、小規模企業の飲食店というふうにしております。そういったところをどんどん登録していただいて、その登録いただいた店舗で御利用いただけるという形になります。

◎委員（大野慎治君） 私も申請書類をダウンロードして見させていただいたら、県のと岩倉市のとほぼほぼ書式が一緒じゃないかなというような気がしたんですが、混雑しないのかなというふうに、申請書類がほぼほぼ相手先が違うのか、違った書類申請ってほぼほぼ一緒の形じゃないですか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） その書式というのは休業協力金のほうでよろしかったですかね。

休業協力金も、愛知県・岩倉市での休業協力金と岩倉市独自の協力金とあります。ホームページのほう見ていただきますと、それぞれ枝分かれをして申請を頂けるような形で説明をさせていただいておりますので、そこを見ていただきながら、愛知県・岩倉市の50万の対象になるところは自分のところはそうだと、一方10万はこちらだというふうに見ていただけるような形でやらせていただいております。

◎委員（大野慎治君） 私もホームページ見たらちょっと分からなかったです。これ切り替わるんだというのがちょっと分からなかった、僕も。ホーム

ページ上ではちょっと分かりづらいな、どっちかが出ちゃったらどっちかのほうだと思い込んでしまうというのがちょっと誤解を招くのかなあと思ったので、そんなふうに質問をさせていただきました。

あと、今お子さん1人に対して2,000円のテイクアウト応援のものが配られるそうですが、これって説明資料には書いてございますが、いつぐらいからどのような形でお配りするのかというのをお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 現段階のスケジュールですけれども、チケット自体の印刷が最短で5月の中旬に完成します。ですので、その後すぐに発送の準備に取りかかりたいと思っておりますので、5月の下旬頃からそれぞれの家庭にお届けできる予定になっております。

◎委員（堀 巖君） 先ほどのテイクアウト事業の関係で、商工会との絡みで説明がありましたけれども、商工会に委託することはいいと思います。商工会に対して事務費を20万計上してある。そのことと、そのチケットが商工会に加盟しているところしか使えないというところはちょっと違うと思います。市の登録、そこが加盟していることと登録することとは違うという考えでよろしいですか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 商工会の会員でないと登録できないというわけではなくて、非会員、会員問わず御登録いただければ、そのお店で使っていただけるということになります。

◎委員（黒川 武君） 休業協力金の中でも、理美容業者の扱いが大変分かりづらいですね。一度その辺の説明をお願いしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 理美容業者の関係の給付金ですけれども、こちらは愛知県が発表した内容をまず御説明させていただきますと、愛知県としては組合、また非組合員問わず、県としては10万円払います。それは、県が直接、組合であれば組合のほうに払います。組合外ですと、その手続については、今県がどういうふうにするかというのを検討しているというような形になります。

一方で、市の独自のほうにつきましては、市は組合員であろうが非組合員であろうが10万円をそれぞれ、組合であれば組合に、組合以外には個別にお支払するというような形になります。

◎委員（黒川 武君） 説明資料4ページ、積算根拠の中で県との連携分ということで、そのところで10万円20事業者、岩倉市独自分でまた10万円155事業者、その中に理美容事業者が80事業者あるわけなんです。それで、もともと理美容業界というのは休業要請の対象外のところなんです。ところがやっぱり自主的に休業する、あるいは愛知県が設定した、最初から休業に

至らず途中から休業した業者もあると。そういうことも加味して、愛知県のほうは理美容業界に対して県10万、市10万と、そういう20万の扱いをしたんだと思うんですが、何かちょっと不公平な感じがしないわけでもないですね。もし仮に、その愛知県の理美容業界に対する休業協力金で県が10万、市が10万の20万出すと。それとはまた別に岩倉市独自分として10万があるわけなんですけど、その岩倉市独自分の10万というのも、その20万にプラスされるものなのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 県の20万円にプラスされるというわけではなくて、県のほうは県としては10万円出します、市としては任意で10万円を出してくださいねという話です。今回の市独自分というのは、その任意のところに10万円が充てられるというようなイメージになりますのでお願いいたします。

それと、説明をもう少し補足させていただきますと、県のほうというのは理美容組合に対しては4月24日からの休業を要請しています。理美容組合以外のところには翌日の4月25日からの休業を要請して、そこに従っていただいた事業者に対しては県独自として10万円出します。そして市としては、そこに合わせて10万円出させていただく、それが市の独自分となりますけれども、市の独自分というのはゴールデンウィーク期間、4月29日から5月6日までお休みいただいた事業者さんに10万円出すということをしていただいておりますので、その期間休まれた理美容組合、組合外問わず10万円をお支払いさせていただくというような形になりますのでお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 整理させていただきますと、24、25から休んだところは県の支援という形で、その後29日から例えば休んだところは市独自分の10万という、そういった形になるということによろしいですか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 県としてはそういった休業期間を設けていますので、そういうことになります。市としては、その期間というよりは4月29日、それ以前から休んでいただいてももちろんそうですけれども10万円お支払いさせていただくというような形になりますのでお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 分かりました。

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で商工費の質疑を終結いたします。

続いて、教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。準要保護児昼食費支援

給付金 4 月・5 月分の昼食分を給付してあげるといふ、とても僕はいいことだと思ふんですけど、年度が違ふからといふ理由だと思ふますが、3 月分のはどうして計画をしてあげられなかつたのか。会計年度の問題が非常に大きいとは承知しておりますが、3 月分はどうして入れてあげられなかつたのかなといふのはちょっとお聞かせください。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 今回の点につきましては、今年度の臨時休業、また延長に伴ふところの昼食費の補助といふことで、今年度に限つたところの補助といふことで御理解いただきたいと思ふます。

◎**委員（木村冬樹君）** ちょっと細かいことで申し訳ありません。今の準要保護児童昼食費支援給付金ですけど、小学校費、中学校費ともにですけど、普通、就学援助といふと要保護及び準要保護といふふうになっているわけですけど、これは対象が多分同じだと思ふんですけど、こゝういふふうにな称をしたのはなぜかなといふところと、違ふんだつたら、要保護の人たちはどういふ対応があるのかといふことがあればちょっと教えていただきたいんですけど。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 就学援助制度の場合は要保護の方、準要保護の方もどちらも対象になりますけれども、今回こゝういふに分けさせていただきましたのは、要保護の方は、生活保護費の教育扶助の中で給食費の相当額のほうに給付されるといふことですので、今回こゝういふな形にさせていただきました。

◎**委員（井上真砂美君）** 準要保護家庭と、年度が替わつたので、入学式があり始業式があり、その後ちょっと学校が休業していたんですけども、準要保護家庭の見直しといふのは本年度されていたと思ふんですけども、見直しとかその現状をちょっとお知らせください。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 見直しといふか、この制度につきましては、毎年度御申請を頂くといふような形になっております。昨年度受給されていた方につきましては、昨年度中に、2 月ですね、通知をさせていただきますして次年度申請のほうを依頼をしているといふようなところになっております。

◎**委員長（鬼頭博和君）** 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（鬼頭博和君）** 質疑がないようですので、款 9 教育費の質疑を終わり、歳出についての質疑を終結します。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎**委員（大野慎治君）** 1 点だけお聞かせください。

特別定額給付金るとき、ちょっと聞き忘れてしましまして申し訳ございませんでした。子育て世代臨時特別給付金給付事業補助金、国から10分の10来るんですが、これっていつぐらいに岩倉市に振り込まれるものなのかというのは、見込みというのは大体分かっているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 申し訳ございません。今ちょっと詳細なスケジュールのほう承知しておりません。

◎委員（堀 巖君） 歳入の繰越金に関連してお伺いします。

今、繰越金がどの程度の見込みで、これがなくなるとどの程度残るのか、そういう予測。それともう一点は、今後のその繰越金以外の基金の使い方についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） まず繰越金でございますけれども、4月前半に、令和元年度の決算額見込み調査ということで全庁的に調査をかけております。まだ決算が出ておるわけではないですけれども、おおむねの見込みとして約6億9,000万ぐらいが令和元年度の繰越金として見込んでおります。令和2年度の当初予算で一定2億4,600万という額を当初で上げておりますので、それを引いたおおむね4億4,000万ほどがいわゆる留保財源ということで予定しているところでございます。

それから、今回この繰越金を、前回の補正、4月の補正予算に対してはもともと繰越金を充てていまして、今回の5月臨時補正予算の充当額としては繰越しが1億7,700万充てることになっております。おおむねこれ以降、留保財源としては2億7,000万ぐらいが残るという計算でございます。

◎委員（黒川 武君） ちょっと関連でお聞かせいただきたいと思えます。

国から地方創生臨時交付金、これは前回の報告では1億3,800万ぐらいが見込めるということをお聞きはしているんですが、これの交付時期というのはいつ頃になっているのでしょうか。もう既に決定通知は来ていると思うんですが、交付される時期はいつ頃になるかということと、その使い道として現在どのようなお考えがあるのか、そこのところをお聞かせいただきたいと思えます。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 先ほど言われた一億三千八百数十万円の数字というのは、岩倉市としての限度額が示されています。その限度額に対して、実施計画書というものを提出して交付申請をすることで交付決定が頂けるという流れであります。現在、今月中にその実施計画を提出するというスケジュールが示されておりますので、今回その5月臨時の補正予算に提示をさせていただいた事業も含めて、実施計画書への記載、相談、提出というものを考えております。

実際にお金が来るのはもう少し後になると思われております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

◎委員（堀 巖君） さっきの質問にちょっと答えていない部分がありますので、お答えいただきたいと思います。

繰越金の今後の使い方、この未曾有の災害で留保財源を使い切ることもあるのか、使い切った暁には基金、調整基金のほうにしかないと思うんですけども、そういったことの取崩しをどう考えているのか、以上2点お願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 現時点で、それについての具体的な方針というのは決まっておるわけではございませんので、またそういったことが決まりましたら、いろいろと御相談させていただきたいと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） これをもって歳入についての質疑を終結します。

委員間討議については、省略をさせていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第34号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第34号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほどの大野委員から御質問いただきました入金タイミングですけれども、今のタイミングで少し下へ行って、県のほうにも確認しましたが、県のほうからも未定だという回答がありましたのでよろしくお願いたします。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 続いて、議案第35号「令和2年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお聞かせいただきたいと思います。

これは関連でお聞かせいただきたいと思います。上水道のほうの基本料金を2期分免除するということであるならば、下水道使用料のほうも同じように免除すべきではないだろうかあとと思うんですけど、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 当然下水道使用料のほうも基本料金をということは検討しましたが、やはり下水道の基本料金のほうは限られた方、まだ全て通っているわけではないですので、限られた方しか受けることができないうことで、水道料金で広く減免の効果を受けていただくということで、水道料金のみというふうに決定をしております。

◎委員（大野慎治君） 近隣市町も多分水道料金の基本料金の免除をしていると思われませんが、近隣市町の状況はどのように把握されているのでしょうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） こちらで調べたところ、小牧市、こちらは6か月基本料金を免除しております。それから稲沢、こちらは4か月です。あと愛西市、こちらは6か月です。春日井市が6か月、それから大府市が4か月。近隣だとこのように承知をしております。

◎委員（大野慎治君） 繰出金で、もう今回の減免分は全部入っておるんですが、今年度、水道関係の工事について見送るという考え方はあるのでしょうか、ないのでしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 現状のところ、予定どおり進めるように考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

◎委員（水野忠三君） 基本料金の免除についてはこのとおりだと思うんですが、基本料金以外の水道料金の部分で、その軽減あるいは支払いの猶予、あるいはそういう申告されずに未納になられる方に対して、扱いは従前どおり、新型コロナとかそういうもの関係なしに今までどおりになるのでしょうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） そうですね。現在も御相談があれば、コロナウイルスの影響による払えないという状況であれば猶予のほうはしておりますので、今後相談があっても同じように取り扱っていくことになると思います。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

委員間討議は、省略をさせていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第35号「令和2年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第35号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。